

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年 3月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第10号

名古屋市児童相談所条例の一部を改正する条例

名古屋市児童相談所条例（昭和31年名古屋市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第 2条中「第12条第 2項」を「第12条第 3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。